

第10章 外資規制業種

1. 規制の概要

原則的にほぼ全ての分野において外資に開放されており、外資比率や出資額、資本金などの制限は設けられていない。ただし、一部分野については外資規制が存在する。たとえば、放送メディア分野（払込資本金の最大 50%、外国投資家 1 機関につき 2 社以上の放送メディア企業の株式保有不可）、民間航空・国内海運・港湾業務・大学以外の教育施設（外資比率最大 49%）空港管理部門（外資比率制限なし、ただしトルコ軍からの許認可が必要）、石油事業（石油法第 12 条に基づく条件）などである。また、鉄道輸送インフラ部門は、トルコ国有鉄道協会のみが基盤事業を運営できる。漁業（生産を除く）には外資参入が認められていない。¹⁶

外国企業の土地保有に係る規制については、一定面積を上限として規制が行われている。2014 年 5 月時点では、外国人・企業が購入できる土地・不動産は 30 ヘクタール以下であり、閣議決定に基づく許認可が行われた際には最大 60 ヘクタールまでは拡大が認められる。また、トルコ各郡において総面積に占める外国人の土地保有は地区(ilçe)内私有地の 10%以下に規制されている。

上述のように、トルコではほぼ全ての分野において外資への開放が進んでいるが、開放分野の全てが政府のインセンティブ対象になっているわけではない。「閣議決定 2012 年 3305 号 (Decree on State Incentives in Investments)」の第 4 付属書においては、下記の通り対象外分野が定められている。

2. 支援対象外分野

A. 農業及び農業関係産業

- ・ 小麦粉、セモリナ粉（パスタの生産と統合セモリナ投資、コーン・セモリナを除く）、飼料（魚粉、魚油、魚用飼料、及び畜産と統合された形での飼料生産を除く）、デンプン及びデンプン由来の砂糖。
- ・ ケータリング
- ・ 角砂糖
- ・ 5 デカル（5,000 平方メートル）以下の温室への投資
- ・ 植物栽培（ただし、5 デカル以上の温室、キノコ栽培及び畜産と統合された形での飼

¹⁶第 1380 号水産法第 21 条によると、トルコ国籍を有していない者が、水産物を捕獲する目的で、トルコの領海と陸水にいることは禁じられている。しかし漁船を所有することが禁じられている訳ではないので、外国人が捕獲に直接携わらないことが重視される。（現地事業者へのヒアリング）

料作物栽培を除く)

- ・ 畜産（各地域の支援に基づき行われた統合的な畜産投資、付帯条件付きで認可された畜産を除く）
- ・ 一日あたり 5 トン以下の生産規模の生乳

B.製造業、エネルギー及び鉱業

- ・ レンガ及び屋根用タイル（ただし、近代化を目的としたものを除く）
- ・ 綿織り機にかけられていない綿の処理工程
- ・ 糸及び織物（ただし、毛糸、1,500 万リラ以上の製糸への投資、500 万リラ以上の織物への投資、精密多機能技術によるテキスタイル・絨毯・ふさ・不織物・麻袋への投資を除く）
- ・ 天然ガスによる発電
- ・ ロイヤリティ契約に基づく鉱業（ただし、公的組織との契約に基づき公営鉱山で行われるものを除く）
- ・ 採炭（ただし、国連及び欧州委員会のカテゴリーで”Law C”に分類されるものを除く）
- ・ 第 5 付属書に規定される鉄及び鉄鋼製品（ただし、下記全てに該当する場合を除く¹⁷⁾
 - パートナー構造における株式保有比率が 25%以下である場合
 - 他の会社の資本の 25%以上を有していない場合
 - 従業員数が年間 250 人以下の場合
 - 年間純売上高が 5,000 万ユーロ以上であるかバランスシート上での価値が 4,300 万ユーロ以上である場合
- ・ 合成繊維及び合成糸（ただし、当該近代化投資と第 7 条で明記の条件を同時に満たす企業の合成繊維又は合成紙の押し出し製法による製造を目的としたものを除く）

C.サービス業

- ・ 教育（ただし、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学、高等教育、技術・職業学校を除く）及び成人向け教育（コース、塾等）への投資
- ・ 医療投資（ただし、病院投資、医療センター、透析センター、分析研究所、MRI センターを除く）
- ・ 宿泊施設（ただし、ブティックホテル・ホリデーヴィレッジ・特別宿泊施設・山荘を除く）
- ・ 出版・放送（ただし、全国新聞出版サービス、テレビ・ラジオ放送業、印刷・出版社、梱包を除く）

¹⁷⁾上記 4 条件は、第 2009/15199 号閣議決定に従い作成された書類にも適用することが出来る。（鳥越弁護士事務所）

- ・ 映画館
- ・ 建築工事業、住宅建築
- ・ 旅客・貨物輸送を目的としたバス、牽引車、トレーラー（ただし自治体への投資を除く）
- ・ ハイパーマーケット、トレードセンター、ショッピングモール、駐車場への投資を含む卸・小売業
- ・ 陸上車両のメンテナンス、修理、サービスステーション
- ・ 石油製品（LPGを含む）配送、ガソリンスタンド
- ・ ドライヴイン、休憩所
- ・ レストラン、カフェ、娯楽場、観光（遠足）施設、温泉治療施設、ヘルスライフ施設、スイミングプール
- ・ ヨット輸出
- ・ レンタカー
- ・ 絨毯クリーニング
- ・ 不動産賃貸、作業活動（ただし、ソフトウェア、研究開発業、データベース業、データ処理、技術テスト及び分析業、梱包業、公演・展示・会議を除く）
- ・ 金融仲介業（ただし、ファイナンシャル・リーディングを除く）
- ・ 屋内面積 500 m²の冷却倉庫
- ・ 造船所の新設・拡大

3. 条件付支援対象分野

A. 農業及び農業関係産業

- ・ 150 頭以上の乳牛を伴う畜産
- ・ 150 頭以上の肉牛を伴う畜産
- ・ 150 頭/期の繁殖牛業（乳牛・肉牛）
- ・ 10 万羽/期の養鶏への投資
- ・ 1,000 頭/期の乳製品肉製品向け羊（繁殖を含む）

B. 製造業

- ・ 平式折機 60 台以上の織物業
- ・ 生コンクリートへの投資で、100 m³/h 以上の新規投資

C. サービス産業

- ・ 1 か所以上の通関・保険サービスを提供した保税倉庫、ハンドリング・パッキング・オートメーションサービスを総合的に提供する屋内面積 1 万 m²以上の総合物流への投資

には、運輸・海事・通信省発行の L2 証を投資期間終了まで提出することを条件に、支援証を発行することが出来る。貨物輸送用の車両は当該支援証の対象ではない。

- ・ パイプライン輸送業、石油・天然ガス商品、充填・貯蔵施設への投資においては、配送用車両とシリンダーを除き、固定施設への費用のみに対し、支援証を受けることが出来る。
- ・ 文化投資においては、文化・観光省から入手する文化証に基づいて支援証を発行することが出来る。但し、この目的の為だけに設立されたもの以外の飲料・スポーツ・娯楽・販売スタンド等は、含まれない。
- ・ 文化・観光省から入手する観光証を取得している娯楽センターとテーマパーク等の宿泊施設を含まない観光投資は、支援証に関連付けることが出来る。但し、この目的の為だけに設立されたもの以外の飲料・スポーツ・娯楽・販売スタンド等は、含まれない。
- ・ 文化・観光省から入手した文化証又は観光証対象の見本市・会議・展示・公演センターへの投資に対し、支援証を発行することが出来る。見本市と展示センターでは駐車場を除き屋内面積が 5,000 m²以上、会議場は 1,000 席以上、公演センターは 2,500 席以上であることが条件である。
- ・ スポーツ施設への投資では、1,000 万リラ以上の一定投資を条件とする。
- ・ 空港地上ハンドリングサービスへの投資では、エプロンでのみ使用されるエンジン付き車両を支援投資対象とすることが出来る。乗用車は対象外である。
- ・ 航空会社とカーゴ輸送業への投資では、調達される飛行機の座席が 50 席/機以上、カーゴ専用機では 30,000kg 以上の搭載規模であることを条件とする。活動内容が現状航空業又はカーゴ輸送業である投資以外では、汎用サービスとエアタクシー業を目的とした投資に対し、支援証は発行されない。
- ・ 衛星、無線、ケーブル等通信環境を用いて電話通信・ラジオ・テレビ・データ信号を統合してワンセットでエンドユーザーに通信を提供するサービスへの投資では、エンドユーザーが使用する投資商品は、支援対象外である。
- ・ 公共機関、地方自治体、地方公共機関、組合、協同組合等機関の任務に対する投資では、プロジェクトベースで評価し、支援証を発行することが出来る。
- ・ クレーンサービスに対してのみの投資では、各クレーンの耐荷規模が 100 トン以上であることを条件とする。耐荷規模 500 トン以下で使用されたクレーンの輸入は、許可されない。
- ・ 洗濯・乾燥サービスへの投資は、200 万リラ以上の一定投資を条件とする。
- ・ ヨット造船への投資において支援証が発行されるには、ヨットの長さが 24m 以上でなければならない。